

早 わ か り ！ おのみち「農」の担い手総合支援事業



R7年4月
尾道市産業部農林水産課

～ 目次 ～

1	農業者や農業者が組織する団体等が行う意欲ある取り組みを支援します！	1
2	おのみち「農」の担い手総合支援事業の戦略	2
3	支援対象となる経営体は？	2
4	事業メニューの内容は？	3
5	事業の実施手続等は？	9
6	問い合わせ先	10

1 農業者や農業者が組織する団体等が行う意欲ある取り組みを支援します！

おのみち「農」の担い手総合支援事業は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、収益力の低下など、本市農業をとりまく厳しい環境に対し、新規就農者や農業者、農業者が組織する団体等が現状を打ち破り、農業を変えていこうとする“意欲ある取り組み”に対し、その状況に応じて段階的に支援を行う事業です。

支援対象となるのは…こんな取り組みです



新規就農者や農業者、農業者が組織する団体等が、事業実施計画に基づき、主体的に実施する次のような取り組みを、認定審査会で審査・認定した上で支援します。

- ◆ 農業者が組織する団体等が行う、「集落営農に向けて地域をまとめたい」「後継者の育成を組織的に実施したい」「栽培技術の導入や検証を行いたい」など、地域農業の活性化に向けた取り組み。
(地域農業活性化支援事業⇒P 3)
- ◆ 認定就農者が、青年等就農計画の達成を目的として、早期に経営を安定に向けた取り組み。
(新規就農者経営安定支援事業⇒P 4)
- ◆ 認定農業者が、農業経営改善計画の達成を目的に行う、経営のステップアップに向けた取り組み。
(農業経営高度化支援事業⇒P 5)
- ◆ 認定農業者、集落法人、農業参入企業等が行うほ場整備、農道整備、暗渠排水、集出荷設備の導入等で、既存の産地構造からの革新を目指す取り組み。
(産地構造改革支援事業⇒P 6)
- ◆ 尾道市内に住所を有する農業者等が耕作放棄等により遊休化した農地又は遊休化のおそれのある農地を再生利用するための整備を行い、土壌改良や種苗を植付けし、出荷することの取り組み。
(遊休農地再生利用支援事業⇒P 7)

※ 取り組みの支援は、予算の範囲内で行います。



2 おのみち「農」の担い手総合支援事業の戦略

本事業では、新規就農者や農業者、農業者が組織する団体等が行う意欲ある取り組みを4つの事業メニュー（地域農業活性化支援事業、新規就農経営安定支援事業、農業経営高度化支援事業、産地構造改革支援事業）を活用して高次方向へと支援します。

これにより、「新規就農者」「農業者」を「担い手」へ、さらに「地域の核となる担い手」や「自立した経営力の高い担い手」へと育成し、持続的・安定的な農業経営の実現を図ります。

3 支援対象となる経営体は？

おのみち「農」の担い手総合支援事業の5つのメニューにおいて支援の対象となる経営体は、次表のとおりとなります。

助成対象者	Menu① 地域農業活性化 支援事業	Menu② 新規就農者経営 安定支援事業	Menu③ 農業経営高度化 支援事業	Menu④ 産地構造改革支 援事業	Menu⑤ 遊休農地再生利 用支援事業
農業者が組織する 団体（※1）	△ 農業者活動支援 タイプ 栽培技術等構築 支援タイプ	△ 新規就農者研修 支援タイプ			
地域戦略組織（※ 2）に位置づけられ る農業者団体	△ 地域戦略組織支 援タイプ				
新規就農者（※3）		△ （認定就農者）			
地域の核となる担 い手（※4）			△ 認定農業者（※ 5）となることが必 要	△ 個人の場合は3戸 以上の受益者が 必要	
農業協同組合、土地 改良区	△ 栽培技術等構築 支援タイプ			○	
農業者、農業法人、 尾道市農地バンク 制度（※6）に借受 希望登録している 農業者					○

○は事業メニューの全てが適用となるもの、△は事業メニューのうち一部が適用できるもの

1 補助対象となる農業者等は、尾道市内に経営の主体となる農地を有する者とし、支援の対象となる農地は尾道市内に存する農地とする。

※1 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業実施体制が整った団体とする。（例：地域農業集団）

※2 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業の実施体制が整い、地域農業の課題解決に向け、関係者（生産者・団体・市・県など）が相互に連携して取り組む団体とする。（例：果樹振興対策会議）

※3 尾道市長が青年等就農計画を認定した者とする。

※4 認定農業者、集落法人とする。

※5 尾道市長が農業経営改善計画を認定した者、又は広島県知事、中国四国農政局長及び農林水産大臣が認定した者のうち、尾道市長が農業経営改善計画を適切であると判断したものであって、尾道市内に住所（所在）を有するものとする。

※6 尾道市農業委員会が実施する農地バンク制度に登録した農業者とする。

4 事業メニューの内容は？



Menu① 地域農業活性化支援事業

この事業では、意欲ある農業者等が、地域の実情に応じて実施する取り組みを、その状況に応じて支援します。

■ 農業者活動支援タイプ

このメニューでは、地域農業が抱える課題を明確化にし、意欲ある農業者等がその解決のために実施する取り組みを支援します。

例えば・・・集落法人化に向けて地域の取りまとめを行いたい場合



専門家に対する謝金、会議費、視察研修費などの活動費用について、助成が受けられます。

※必要経費の50%以内（上限20万円）を助成します。

⇒支援の対象となる取り組み

- 1 次世代の担い手の育成を目的に行う取り組み（研修会、先進地視察など）
- 2 集落法人化の推進を目的に行う取り組み（集落会議、視察研修など）
- 3 地域的課題の解決を目的に行う取り組み（耕作放棄地の解消など）

■ 地域戦略組織支援タイプ

このメニューでは、地域の核となる自立した経営力の高い担い手が地域農業をけん引する産地づくりを目的として実施する取り組みを支援します。

例えば・・・柑橘産地の構造改革に向けた地域プロジェクトに取り組む場合



プロジェクトの推進
産地づくり

専門家に対する謝金、市場調査費、研修参加費、事務費などの活動費用について、助成が受けられます。

※必要経費の50%以内（上限100万円）を助成します。

⇒支援の対象となる取り組み

市が実施する地域プロジェクト又はこれに準じた取り組みで、地域戦略組織の活動へ位置づけられるもの

■ 栽培技術等構築支援タイプ

このメニューでは、農業者が組織する団体等が、生産技術の確立と産地競争力の強化を目的として実施する、栽培技術開発・検証等に関する取り組みを支援します。

例えば・・・わけぎの有望品種の栽培試験を行う場合

栽培技術の導入・検証
など

栽培展示圃設置費、調査委託料など、活動費用の助成が受けられます。

※必要経費の50%以内（上限100万円）を助成します。

⇒支援の対象となる取り組み

地域農業に発展的な効果が期待できる、生産技術等の確立を目指す取り組み

Menu② 新規就農者経営安定支援事業

この事業では、新規就農予定者を早期に自立させるための栽培技術等の研修や認定就農者が青年等就農計画の達成を目的として、早期に経営安定させるために必要な生産設備を支援します。

■ 新規就農者研修支援タイプ

このメニューでは、新規就農予定者を早期に自立させるため、栽培技術等の研修に対して支援します。

例えば・・・ＪＡ生産部会等で新規就農者予定者を受け入れする場合

ＪＡ生産部会等が新規就農者予定者の栽培技術等の研修を行う場合、受け入れ組織に対して支援を行います。

※ 限度額５０万円以内を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

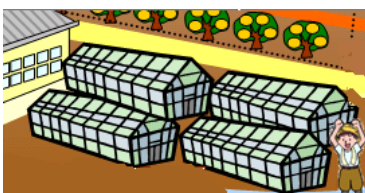
次の要件を全て満たすこと。

- (1) 尾道アグリチャレンジ研修事業により、就農研修決定通知書を受けている、研修生に限る。
- (2) １月につき２０日程度研修をすること。ただし、月途中の研修開始や天候・事故等のやむを得ない事由が生じた場合はこの限りではない。
- (3) 研修期間は、１年以内とする。

■ 認定就農者生産設備等導入支援タイプ

このメニューでは、認定就農者が青年等就農計画の達成を目的とし、早期に経営を安定化させるために必要な栽培施設整備や農業用機械の購入を支援します。

例えば・・・農業経営の安定化のため栽培施設（パイプハウス）を導入する場合



パイプハウス導入に係る取得費用の一部について、助成が受けられます。

※取得価格の５０％以内（上限１００万円）を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 生産に係る条件整備のための資材購入費（運搬、労務、建設費は含まない）。
- (2) 営農計画（青年等就農計画）へ記載する対象品目に係る栽培施設整備又は農業用機械の購入。
- (3) 事業費が１５万円以上であること。
- (4) 中古の施設及び機械ではないこと。
- (5) 栽培施設整備の場合、水稻、野菜及び花きはおおむね１ａ以上、果樹は概ね３ａ以上であること。

※ 栽培施設整備は、パイプハウス、網掛け栽培施設、暖房機、灌水施設、換気施設とする。

※ 農業用機械は、育苗・移植・収穫機など、収穫・調整までに必要な機械とする。（トラック等を除く）



Menu③ 農業経営高度化支援事業

この事業では、認定農業者が自らの農業経営のステップアップを目的として実施する、栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備、加工用設備の導入などについて支援します。

■ 生産設備等導入支援タイプ

このメニューでは、認定農業者が農業経営改善計画の達成を目的とし、経営の高度化を図るために必要な栽培施設整備や農業用機械の購入を支援します。

例えば・・・経営規模を拡大するため農業用機械（コンバイン）を導入する場合

コンバイン導入に係る取得費用の一部について、助成が受けられます。

※取得価格の30%以内（上限200万円）を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 生産に係る条件整備のための資材購入費（運搬、労務、建設費は含まない）。
- (2) 営農計画（農業経営改善計画等）へ記載する対象品目に係る栽培施設整備又は農業用機械の購入。
- (3) 事業費が30万円以上であること。
- (4) 中古の施設及び機械ではないこと。
- (5) 栽培施設整備の場合、水稻、野菜及び花きはおおむね1a以上、果樹は概ね3a以上であること。

※ 栽培施設整備は、パイプハウス、網掛け栽培施設、暖房機、灌水施設、換気施設とする。

※ 農業用機械は、育苗・移植・収穫機など、収穫・調整までに必要な機械とする。（トラック等を除く）

■ 生産基盤等整備支援タイプ

このメニューでは、認定農業者が農業経営改善計画の達成を目的とし、経営の高度化を図るために必要な生産基盤の整備を支援します。

例えば・・・作業が困難な樹園地の区画を改良・整備する場合

ほ場1区画の面積拡大のため、畦畔除去工事を行う場合 など

委託施工の場合はその費用を、自力施工の場合は機械借上料、原材料、燃料費等の必要経費について助成が受けられます。

※整備費用の30%以内（上限200万円）を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 受益地が農業振興地域農用地区域であること。
- (2) 農業経営改善計画等へ記載する対象品目に係る生産基盤の整備であること。
- (3) 事業費が30万円以上であること。
- (4) 農道整備、暗渠排水整備、土壌土層改良、園地改良、ほ場整備のいずれかに該当すること。

■ 6次産業化活性化支援タイプ

このメニューでは、認定農業者が農業経営改善計画の達成を目的とし、経営の高度化を図るために必要な加工用設備の購入を支援します。

例えば・・・餅製造のため餅練機を導入する場合

餅練機導入に係る取得費用の一部について、助成が受けられます。

※取得価格の30%以内（上限200万円）を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 加工に係る条件整備のための設備購入費（運搬、労務、建設費は含まない）。
- (2) 営農計画（農業経営改善計画等）へ記載する対象品目に係る加工用設備の購入。
- (3) 事業費が30万円以上であること。
- (4) 中古の加工用設備ではないこと。

※加工用設備は、農産物の加工に必要な機械や設備とする。（加工場の施設整備や増改築、附帯施設は除く）

Menu④ 産地構造改革支援事業

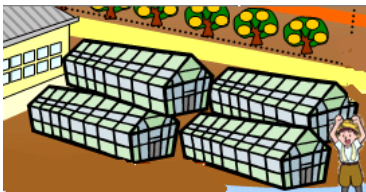


この事業では、自立した経営力の高い担い手が地域農業をけん引する力強い産地構造の実現を目的に、既存の産地構造から脱却と、革新的な事業展開を図るために実施する、ブランド力保持のための共同集出荷施設の強化など、産地維持・形成（拡大）のための条件整備を支援します。

■ 補助事業タイプ

このメニューでは、地域の核となる担い手（認定農業者、集落法人、農業参入企業）、JA、土地改良区が実施する、国や県の補助事業を活用した農業基盤及び施設整備のうち、市に義務的な負担金等が生じないものについて、受益者負担金の一部を支援します。

例えば・・・集落法人が国庫事業を活用して低コスト耐候性ハウスを建設する場合



補助事業として採択された事業費の一部について、助成が受けられます。

※事業費の10%以内を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

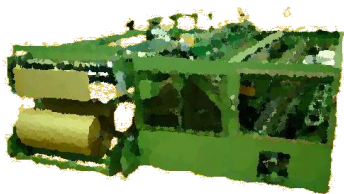
次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 国及び県の補助事業として採択されていること。
- (2) 本事業のほかに市の負担金等がないこと。

■ 単独事業タイプ

このメニューでは、地域の核となる担い手（認定農業者、集落法人）、JA、土地改良区が実施する農業基盤及び施設整備を支援します。

例えば・・・共同集出荷施設拡充のため、計量結束包装機を導入する場合



機械設備導入に係る取得費用の一部について、助成が受けられます。

※取得価格の30%以内(上限500万円)を助成します。

⇒どんな場合に支援の対象となるの？

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 国及び県の補助事業でないこと。
- (2) 基盤整備事業の場合、受益地が農業振興地域農用地区域で、かつ連担して団地を形成していること。
- (3) 実施主体が認定農業者（個人）の場合、受益農家が3戸以上あること。
- (4) 事業費が100万円以上であること。

Menu⑤ 遊休農地再生利用支援事業

この事業では、尾道市農地バンク制度また尾道ブランド農産物認証制度と連携し、遊休農地の再生及び尾道ブランド農産物の振興に対して支援を行う事業です。

■ 農地再生利用支援タイプ

このメニューでは、耕作放棄等により遊休化した農地又は遊休化のおそれのある農地を再生利用するための整備（草刈、伐採、伐根、整地、障害物除去）を支援します。

事業対象者：尾道市内に住所(所在)を有する

- ・農業者
- ・農業法人
- ・尾道市農地バンク制度に借受希望登録している農業者等

10a当たり5万円、限度額 20 万円を助成します。

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 農業振興地域内農用地区域内農地及び第 1 種農地で、尾道市農業委員会が実施する農地利用状況調査において、遊休農地と判断された農地
- (2) 尾道市農地バンクに登録された農地で、事業完了後農地法等による権利関係の手続が完了することが確実であること。
- (3) 5 年以上継続して栽培管理されることが確実であること。

■ 作付活動支援タイプ

このメニューでは、農地再生利用支援を実施した当該農地の土壌改良や種苗の購入を支援します。

事業対象者：農地再生利用支援タイプを実施した補助対象者

尾道ブランド農産物に認定されている農産物を栽培し、出荷する場合は、10a 当たり 2 万円以内、限度額 8 万円の助成が受けられます。

尾道ブランド農産物以外の農産物を栽培し、出荷する場合は、10a 当たり 5 千円以内、限度額 2 万円の助成が受けられます。

次の要件のどちらかを満たすことが必要です。

- (1) 尾道ブランド農産物に認定されている農産物で JA の各部会員として出荷すること。（農地再生利用支援を実施した年度から 2 年を経過するまでの間に行う農作物の出荷、1 年度分に限る。）
- (2) (1) 以外の農作物を出荷すること。（農地再生利用支援を実施した年度から 2 年を経過するまでの間に行う農作物の出荷、1 年度分に限る。）

事業実施までの手続の概要

Step 1

営農のステップアップへ向け、取り組みを実施したい！

まずは農林水産課へご相談ください。
支援対象となる場合、補助事業申請に必要な手続をご案内します。



支援対象となる取り組みである

Step 2

取り組みたい事業の「事業実施計画書」を作成してください。



事業申請にあたって、事業の目的、背景、課題等を整理し、これを解決するためにどのようなことに取り組みたいのか、その成果目標は何かなどを取りまとめた「事業実施計画書」を作成していただく必要があります。

※「事業実施計画書」の作成にあたって不明な点等がある場合、必要な支援を行います。農林水産課までお気軽にご相談ください。

必要書類を添付して申請



Step 3

申請事業の内容について、認定審査会で審査を行います。

審査は、次の基準により行います。

(1) 整合性	事業目的が尾道市農業振興ビジョンと整合しているか。
(2) 新規性	活動が先駆的、独創的であるか。
(3) 実現性	熱意、主体性があるか、実施体制が整っているか。
(4) 発展可能性	事業の波及効果や事業完了後の展開はどうか。
(5) 妥当性	計画に客観性があるか、費用は適当か、自己資金の確保に努めているか。

申請された案件は、上位のものから予算の範囲内で採択します。

申請事業が採択となった場合

Step 4

補助金交付決定通知をしますので、期間内に事業を実施してください。

認定審査会での審査を経て、補助事業として採択された場合、『おのみち「農」の担い手総合支援事業補助金交付決定通知書』によりお知らせします。

補助金交付決定通知後、期間内に事業を実施・完了してください。

※事業が承認されなかった場合でもその旨通知します。

事業の完了



Step 5

実施した事業について、必要書類を添えて完了報告してください。

書類審査の後、補助金を交付します。

※事業完了前に補助金の交付を受けたい場合は、事前にご相談ください。

事業申請にあたって提出が必要な書類及び受付期間

■申請に必要な書類は次のとおりです。

事業区分	提出書類
地域農業活性化支援事業 新規就農者経営安定支援事業 農業経営高度化支援事業 産地構造改革支援事業	おのみち「農」の担い手総合支援事業補助金交付申請書 (別記様式第1号) 団体調書(別記様式第2号) 事業実施計画書(別記様式第3号) 事業収支予算書(別記様式第4号) その他市長が必要と認める書類
遊休農地再生利用支援事業 (農地再生利用支援)	おのみち「農」の担い手総合支援事業補助金交付申請書 (別記様式第1号-2) その他市長が必要と認める書類
遊休農地再生利用支援事業 (作付活動支援)	おのみち「農」の担い手総合支援事業補助金交付申請書 (別記様式第1号) 事業実施計画書(別記様式第3号-2) 事業収支予算書(別記様式第4号) その他市長が必要と認める書類

■申請の受付は、原則として1年度内に3回、次の期間に行います。

事業区分	期間
地域農業活性化支援事業 新規就農者経営安定支援事業 農業経営高度化支援事業 産地構造改革支援事業	第1期 4月20日から5月20日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 随期 必要に応じて行う。 ※ただし、第2期募集以降は予算残額がある場合に実施することとする。
遊休農地再生利用支援事業	随時

※ 期限日が土・日・祝日の場合はその翌日を期限日とする。

補助事業の対象経費

■事業の対象経費として認められるもの及び認められないものは次のとおりです。

○対象経費として認められるもの

経費区分	内容
報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金等
委託料	市場調査委託料、実施設計委託料、展示圃設置委託料等
工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造工事等
備品購入費	機械装置及び設備等の購入費等
諸経費	消耗品、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、旅費、その他市長が事業実施に必要と認めた経費

○対象経費として認められないもの

- ・施設等の維持管理に要する経費、用地の買収に要する経費
- ・人件費

※ 詳細については、農林水産課へお問い合わせください。



事業実施にあたっての注意事項

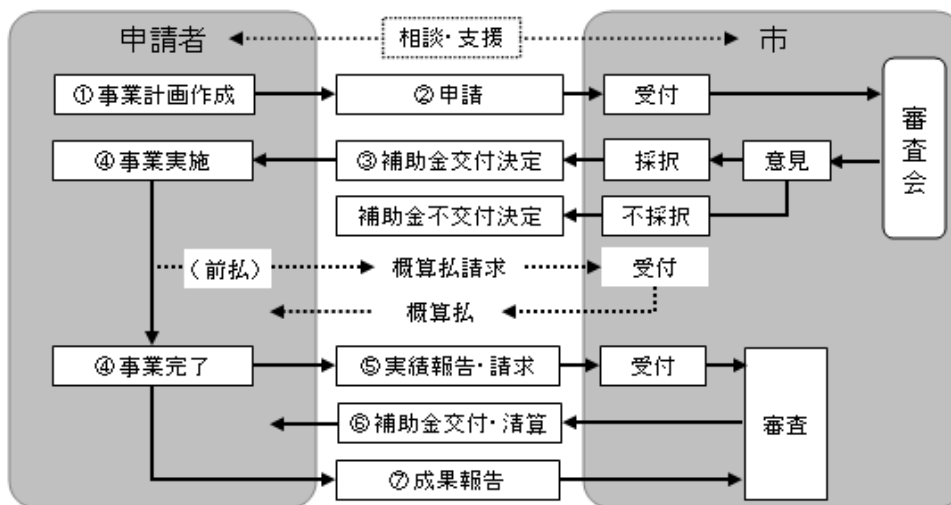
- 事業の契約等は、交付決定がなされた後にすることができます。
- 事業は実施計画の承認年度内に完了する必要があります。

事業完了届

■事業実施計画に基づく事業の完了後 1 ヶ月以内、又は事業採択年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、次の書類より報告してください。

- (1) おのみち「農」の担い手総合支援事業完了届（様式第 8 号）
- (2) 事業収支決算書（様式第 9 号）
- (3) 事業実施の記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業実施手続と流れ



6 お問い合わせ先

おのみち「農」の担い手総合支援事業の詳細については、農林水産課農林振興係又は各支所までお気軽にお問い合わせください。

尾道市 産業部農林水産課 農林振興係・・・Tel：0848（38）9473
各支所しまおこし課、まちおこし課 農業担当係